

# 高齢者補聴器購入費用助成事業の流れ

○これから補聴器を購入する

対象者

はい

- 熊取町の住民基本台帳に記録されている
- 65歳以上である
- 市町村民税が非課税世帯または生活保護受給世帯である
- この助成を初めて使う

すべてが「はい」

- 身体障害者手帳(聴覚)を持っている

相談

持っていない

- 健康・いきいき高齢課に相談する(電話可)
  - ・「助成申請書」、「医師意見書」、「同意書」を受け取る
- ※ホームページからもダウンロードできます

受診

- かかりつけの耳鼻咽喉科を受診する

- 「医師意見書」に記載してもらい、補聴器販売店で「見積書」を作成してもらう

申請

- 「助成申請書」、「医師意見書」、「同意書」、「見積書」を健康・いきいき高齢課へ提出する(郵送可)

助成決定・購入

- 役場から「助成決定通知書」などの書類が届いてから補聴器を購入する

実績報告・請求

- 補聴器を購入後、「実績報告書」、「領収書のコピー」、「助成決定通知書の写し」を健康・いきいき高齢課に提出する
- 「助成金確定通知書」が届いたら、「請求書」、「口座等を確認できる書類のコピー」を健康・いきいき高齢課に提出する

- 役場が請求書受理してから30日以内に指定の口座に助成金が振り込まれる

いいえ

対象外です

どれか一つでも  
「いいえ」がある

対象外です

持っている

障がい福祉課に  
相談する

・補聴器は不要言われた  
・聴力レベルが両耳又は片耳が  
40dbに満たなかった

対象外です

・聴力レベルが両耳とも 70db  
以上又は片耳が 90db以上でかつ  
もう片方の耳が 50db以上と  
いわれた

障がい福祉課に  
相談する

【お問い合わせ先】

熊取町健康福祉部健康・いきいき高齢課

〒590-0451 熊取町野田 1-1-8

ふれあいセンター1階

電話:072-452-6084

FAX:072-453-7196

ホームページは→ → →

